

東吉野村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

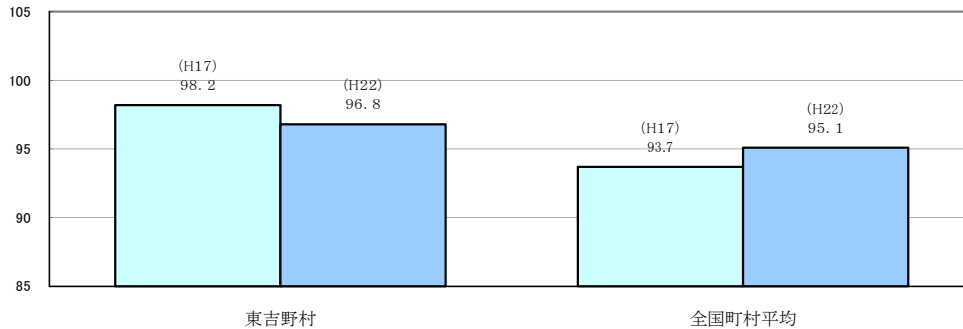
区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 2,355	千円 2,289,785	千円 560,054	千円 492,488	% 21.5	% 21.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり 給与費 B/A
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円	
22年度	人 54	千円 202,645	千円 32,808	千円 74,856	千円 310,309	千円 5,746

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東吉野村	41.0 歳	300,387 円	343,654 円	327,971 円
国	42.3 歳	327,205 円	— 円	397,723 円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東吉野村	59.1 歳	4 人	330,763 円	349,663 円	334,613 円
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	— 円	321,662 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特種勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区分		東吉野村		国	
一般行政職	大学卒	上級	172,200 円	I種	185,800 円
		初級	161,600 円	II種	172,200 円
	高校卒	140,100 円	III種	140,100 円	
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円		
	中学卒	123,900 円	—		

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

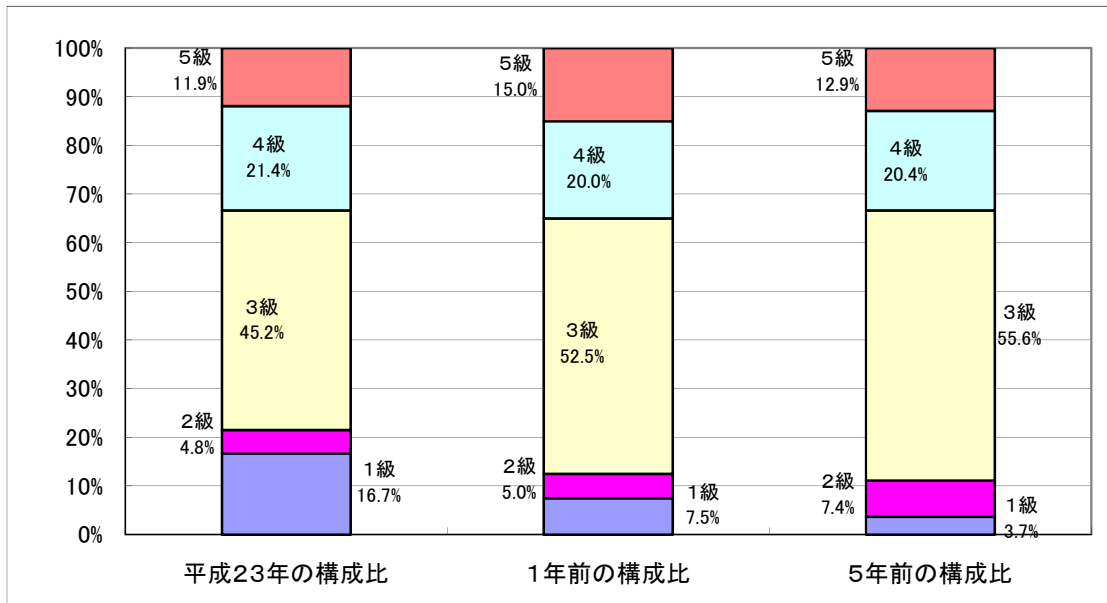
区分	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
一般行政職	大学卒	244,900 円	— 円	328,100 円	— 円	371,200 円
	高校卒	189,833 円	252,200 円	290,050 円	312,120 円	354,837 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	301,000 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	H224.1現在		H18.4.1現在	
				職員数	構成比	職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行う職務	7	16.7%	人	%	2	3.7%
	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務			3	7.5%		
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	2	4.8%	2	5.0%	4	7.4%
3 級	係長、主査の職務	19	45.2%	人	%	30	55.6%
	課長補佐、議会事務局長、次長補佐の職務			21	52.5%		
4 級	1 困難な業務を処理する主幹、課長補佐、議会事務局長、次長補佐の職務	9	21.4%	人	%	11	20.4%
	2 特に困難な業務を分掌する係長及びそれに相当する主査の職務			8	20.0%		
5 級	課長、教育次長、参事、付の職務	5	11.9%	6	15.0%	7	12.9%

- (注) 1 東吉野村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東吉野村		国	
1人当たり平均支給額(22年度)		—	
1,386 千円			
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

東吉野村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置2%~20%加算)			(定年前早期退職特例措置2%~20%加算)		

(3) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	16,462 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	366 千円
支給実績(21年度決算)	16,930 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	345 千円

(4) その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)配偶者以外の扶養親族のうち2人まで6,000円、 配偶者のいない1人目は11,000円、扶養親族でない配偶者を有する場合は1人目は6,500円 (3)その他の扶養親族 5,000円(16歳~22歳までの子は1人につき5,000円加算)	同じ		8,644 千円	278,839 円
住居手当	(1)借家・借間 最高限度額 27,000円	同じ		— 千円	— 円
通勤手当	(1)交通機関利用 全額支給の限度額55,000円 (2)交通用具利用(自転車、自動車等)2km未満無支給、2km以上距離により2,000円~20,900円を支給	同じ		3,775 千円	92,073 円
管理職手当	(1)5級の職員に対し給料の11%を支給	異なる	管理又は監督の地位にある職員の場合給料表、職務の級及び職に応じた定められた額	3,832 千円	547,426 円

5 特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	村 長	646,000	円	
	副 村 長	(760,000	円)	
報 酬	議 長	585,000	円	
	副 議 長	(650,000	円)	
	議 員	264,000	円	
		(294,000	円)	
期 末 手 当	村 長	224,000	円	
	副 村 長	(249,000	円)	
退 職 手 当	議 長	207,000	円	
	副 議 長	(230,000	円)	
期 末 手 当	村 長	(22年度支給割合)		
	副 村 長	2.95 月分		
退 職 手 当	議 長	(22年度支給割合)		
	副 議 長	2.95 月分		
退 職 手 当	村 長	(算定方式)	(支給時期)	
	副 村 長	給料月額×520/100×勤続年数	退職(任期満了を含む)後随時支給	
		給料月額×330/100×勤続年数	退職(任期満了を含む)後随時支給	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

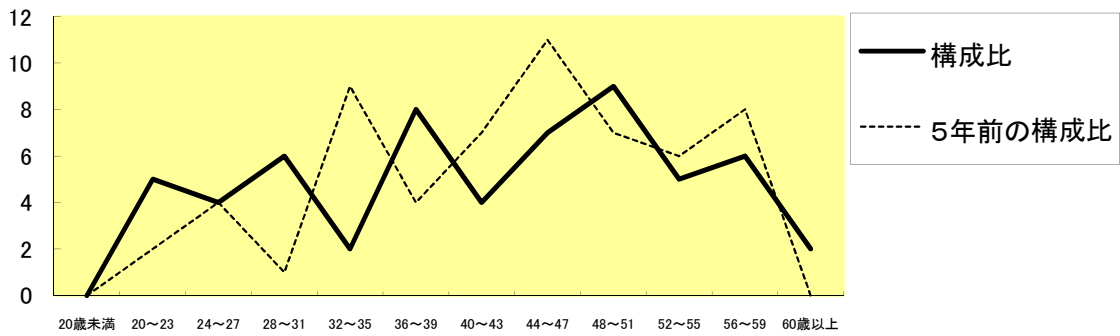
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成23年	平成22年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	1	1	0	業務内容の充実による増
		総務	18	17	1	
		税務	4	4	0	
		民生	4	4	0	
		衛生	4	4	0	
		農林水産	4	4	0	
		商工	1	1	0	
	土木	4	4	0		
	計	40	39	1		
	教育部門	13	14	▲ 1	退職不補充による減	
	小 計	53	53	0		
公 営 会 企 業 部 門 等	その他	5	5	0		
	小 計	5	5	0		
合 計		58 [64]	58 [64]	0 [0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	4人	6人	2人	8人	4人	7人	9人	5人	6人	2人	58人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門 \ 区分	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	39	39	39	39	39	40	1 (2.5%)
教育	16	16	15	14	14	13	-3 (▲23.0%)
公営企業	4	4	4	4	5	5	1 (20%)
計	59	59	58	57	58	58	-1(▲1.7%)

(注)1 各年における定員管理調査で報告した部門別職員数である。